

論点 [民法]

- (1) 債権の二重譲渡における優劣の判断基準の理解を問う（第 467 条第 2 項関係）。
- (2) 通知の到達時期の理解を問う（第 97 条関係）。
- (3) 譲渡禁止特約の効力の理解を問う（第 466 条第 2 項、第 116 条関係）。
- (4) 債権の準占有者に対する弁済の成否の理解を問う（第 478 条関係）。